

広島県税務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十号

広島県税務取扱規則の一部を改正する規則

広島県税務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第十一項中「県税事務所長が、県内における管轄区域外に係る徴収の嘱託をし、又は嘱託を受ける手続及び」を削り、同条第十二項中「前項前段」を「第十二項又は第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項の次に次の五項を加える。

12 県税事務所長は、当該県税事務所長が徴収する徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者が、県内における当該県税事務所長の管轄区域外に住所、居所、家屋敷、事務所又は事業所を有する場合は、当該納税者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所又は事業所を管轄する県税事務所長に当該徴収を嘱託することができる。

13 県税事務所長は、当該県税事務所長が徴収する徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者が、県外に住所、居所、家屋敷、事務所又は事業所を有する場合であつて、当該県税事務所長の管轄区域外の県税事務所長（以下この項において「管轄区域外の県税事務所長」という。）に納付し、又は納入すべき徴収金があるときは、管轄区域外の県税事務所長に当該徴収を嘱託することができる。

14 県税事務所長は、前二項の規定により徴収金の徴収を嘱託するときは、別記様式第二百四十九号の二による徴収金県内嘱託決議書によつて決議し、別記様式第二百四十九号の三による徴収金県内徴収嘱託書によつて当該嘱託先の県税事務所長に通知しなければならない。

15 県税事務所長は、第十二項又は第十三項の規定によりした徴収の嘱託の全部又は一部を取り消すときは、別記様式第二百四十九号の四による県内徴収嘱託取消決議書によつて決議し、別記様式第二百四十九号の五による県内徴収嘱託取消通知書によつて当該嘱託先の県税事務所長に通知しなければならない。

16 県税事務所長は、第十二項又は第十三項の規定により徴収の嘱託を受けたとき又は当該徴収の嘱託の全部若しくは一部を取り消されたときは、別記様式第二百四十九号の六による県内徴収受託通知書又は別記様式第二百四十九号の七による県内徴収受託取消通知書によつて当該徴収の嘱託に係る納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

別記様式第二百四十九号の次に次の六様式を加える。

徴 収 金 県 内 嘱 託 決 議 書

決裁者		担当者	通 知 番 号	第 号			
			通 知 年 月 日	平成 年 月 日			
嘱託先県税事務所		嘱託元県税事務所					
次の徴収金について、徴収を嘱託する。							
嘱託徴収金	課税県税コード	嘱託先新担当者	税目	名寄番号	住所	氏名	
	賦課番号等	税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	滞納処分費
		円	円	円	円	円	円
参考事項							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第249号の3と複写式に印刷する。

第 号
平成 年 月 日

様

県税事務所長

徴 収 金 県 内 徴 収 嘱 託 書

次の徴収金について、徴収を嘱託します。

嘱託徴収金	課税県税コード	嘱託先新担当者	税目	名寄番号	住所			氏名	
	賦課番号等		税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	滞納処分費	
			円	円	円	円	円	円	
参考事項									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第249号の2と複写式に印刷する。

県 内 徴 収 嘱 託 取 消 決 議 書

決裁者		担当者	通 知 番 号	第 号			
			通 知 年 月 日	平成 年 月 日			
嘱託先県税事務所		嘱託元県税事務所					
次の徴収金について、徴収の嘱託を取り消す。							
嘱 託 徴 収 金	課税県税コード	嘱託先新担当者	税目	名寄番号	住所	氏名	
	賦課番号等	税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	滞納処分費
		円	円	円	円	円	円
参 考 事 項							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第249号の5と複写式に印刷する。

第 号

平成 年 月 日

様

県税事務所長

県内徴収嘱託取消通知書

次の徴収金について、徴収の嘱託を取り消します。

嘱託徴収金	課税県税コード	嘱託先新担当者	税目	名寄番号	住所			氏名	
	賦課番号等	税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	滞納処分費		
			円	円	円	円	円	円	円
参考事項									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第249号の4と複写式に印刷する。

第 号
平成 年 月 日

住所 (所在地)
氏名 (名称)

様

広島県 県税事務所長 印

県内徴収受託通知書

次の徴収金について、次の機関から徴収を嘱託されました。
ついては、別添の納付書によつて直ちに納付してください。

嘱託機関名 広島県 県税事務所長

嘱託年月日 平成 年 月 日

徴収金の内訳	税目	年度	期別 月別	納期限	税額 円	延滞 金額 円	過少申告 加算金額 円	不申告 加算金額 円	重加算 金額 円	督促 手数料 円	滞 処 分 費 円

備考 様式の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 249 号の 7 (第 32 条関係)

		第	号
		平成	年 月 日
住所 (所在地) 氏名 (名称)			
様			
広島県 県税事務所長印			
県内徴収受託取消通知書			
次の機関からの徴収の嘱託は、取り消されました。			
嘱託機関名	広島県 県税事務所長		
嘱託年月日	平成 年 月 日		
取消年月日	平成 年 月 日		

備考 様式の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。